

# 福岡県公報

平成19年1月29日  
第 2 6 3 5 号

## 目 次

### 告 示 (第208号—第217号の2)

○水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定の一部改正	(河川課) ……………	1
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ……………	2
○道路の区域の決定	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○道路の区域の変更	(道路維持課) ……………	2
○道路の供用の開始	(道路維持課) ……………	2
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) ……………	3
○建設業の許可の取消し	(建築指導課) ……………	3
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置の許可の申請の概要	(環境保全課) ……………	3
<b>公安委員会</b>		
○福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課) ……………	5
○駐車監視員資格者講習の実施	(警察本部駐車対策課) ……………	6
○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課) ……………	7
○個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口規程の一部を改正する告示	(警察本部警務課) ……………	8

### 雑 報

○平成18年度行政書士試験の合格者の発表

(財団法人行政書士試験研究センター・地方課) …………… 8

## 告 示

### 福岡県告示第208号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定(平成18年3月福岡県告示第643号)の一部を次のように改正する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

「嘉麻市」の次に「、みやま市」を加え、「、瀬高町、高田町」を削る。

### 福岡県告示第209号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
京都郡みやこ町勝山黒田 (黒田地区第4換地区)	平成19年1月18日

### 福岡県告示第210号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市今の庄三丁目194番1、194番6、194番7、212番1から212番14まで、及び2508番2の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

古賀市新原691番地

大和 藤生

## 福岡県告示第211号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市都府楼南二丁目614-3、614-4及び大字通古賀字市の上566-603

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市通古賀五丁目3番27号

陶山 正利

## 福岡県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県 道	直 方 北九州線 自転車道	中間市大字下大隈1127番先から 同市大字垣生942番11先まで	5.0 ～ 5.0	580.0

## 福岡県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	竹 野 志 塚 島 線	久留米市田主丸町竹野966番6先から 同市田主丸町竹野959番2先まで

## 福岡県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495 号	前	糟屋郡新宮町美咲1丁目264番1先から 同郡同町美咲1丁目251番1先まで	10.2 ～ 23.0	144.0
			後	同上	10.2 ～ 23.0	155.0

## 福岡県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成19年1月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	495号	糟屋郡新宮町美咲1丁目264番1先から 同郡同町美咲1丁目251番1先まで
大牟田	倉永池線 三池	大牟田市大字吉野1227番1先から 同市大字橋1044番6先まで

#### 福岡県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年1月18日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
行橋市大字元永、大字馬場及び 大字高瀬 (元永地区第3換地区)	換地計画書の写し	平成19年1月29日から 平成19年2月27日まで	行橋市役所

#### 福岡県告示第217号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 処分をした年月日  
平成19年1月18日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社創建工業	行橋市大字今井3633	則松 博文	平成16年4月21日 平成17年3月23日 福岡県知事許可（般-16） 平成17年9月27日 福岡県知事許可（般-17） 第92561号

- 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

- 処分の原因となった事実

有限会社創建工業の代表取締役は、刑法（明治40年法律第45号）第60条、第198条及び第204条（贈賄及び傷害）の罪を犯したことにより、平成18年9月7日に福岡地方裁判所小倉支部において開かれた判決公判で、懲役2年（執行猶予5年）の有罪判決が言い渡され、同年9月20日に刑が確定した。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

#### 福岡県告示第217号の2

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成19年1月29日から同年2月19日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町民生部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成19年1月29日

福岡県知事 麻 生 渡

## 申請の概要

## 1 申請者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 日産自動車株式会社

住 所 神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

代表者の氏名 取締役社長 カルロス ゴーン

## 2 事業場の名称及び所在地

名 称 日産自動車株式会社九州工場

所 在 地 京都郡苅田町新浜町1番地3

## 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の71に掲げる施設（自動式車両洗浄施設）		
能 力	乗用車300台／日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	平成19年2月28日		
使用開始予定年月日	平成19年3月10日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8：30～18：30 10時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	
	生物学的酸素要求量(mg/l)	15	
	化学的酸素要求量(mg/l)	15	
	浮遊物質(mg/l)	10	
	窒素含有量(mg/l)	5	
	りん含有量(mg/l)	0.2	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	1	

汚 水 量(m <sup>3</sup> /日)	15	30
--------------------------	----	----

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の71に掲げる施設（自動式車両洗浄施設）		
能 力	乗用車160台／日		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	平成19年2月28日		
使用開始予定年月日	平成19年3月10日		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8：30～18：30 10時間		
使用時間の季節的変動の概要	あり（強風・台風時期）		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	
	生物学的酸素要求量(mg/l)	15	
	化学的酸素要求量(mg/l)	15	
	浮遊物質(mg/l)	10	
	窒素含有量(mg/l)	5	
	りん含有量(mg/l)	0.2	
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	1	
汚 水 量(m <sup>3</sup> /日)	0.1	16	

## 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合廃水処理施設		
構 造	鉄筋コンクリート		
主 要 寸 法 (mm)	縦×横×高さ 100,000×80,000×5,000		
能 力	7,900m <sup>3</sup> /日		
処 理 方 式	活性汚泥・活性炭吸着・凝集沈殿・生物濾過・活性炭吸着処理		

工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続 24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項目	処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	5.0~12.0		5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	230	460	10	15
	化学的酸素要求量(mg/l)	130	250	10	15
	浮遊物質量(mg/l)	80	100	20	25
	窒素含有量(mg/l)	80	100	25	60
	りん含有量(mg/l)	15	20	3.863	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	10	15	-	2
	大腸菌群数(個/cm <sup>2</sup> )	2,000	3,000	2,000	3,000
汚水量(m <sup>3</sup> /日)	7,500	7,500	7,500	7,500	

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口	工場排水系		
当該排水口における汚染状態の通常値及び最大の値	項目	通常	最大
		5.8~8.6	
	水素イオン濃度	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	10	15
	化学的酸素要求量(mg/l)	10	15
	浮遊物質量(mg/l)	20	25
	窒素含有量(mg/l)	25	60
りん含有量(mg/l)	3.863	8	

ノルマルヘキサン抽出物質含有量(mg/l)	-	2
大腸菌群数(個/cm <sup>2</sup> )	2,000	3,000
排出水量(m <sup>3</sup> /日)	7,500	7,500

公安委員会

福岡県公安委員会規則第1号

福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年1月29日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則及び交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般国道の部209号の項中「三池郡高田町大字濃施中」を「みやま市高田町濃施中」に改め、同表県道の部大牟田川副線の項中「三池郡高田町大字黒崎開」を「みやま市高田町黒崎開」に改め、同部中

「甘木停車場線 朝倉市甘木1754番5先から同市甘木196番1先まで」を

「甘木停車場線 朝倉市甘木1754番5先から同市甘木196番1先まで  
黒崎開濃施線 みやま市高田町黒崎開696番1先から同市高田町濃施369番1先まで」に

改める。

別表第1県道の部中

「久留米筑紫野線 三井郡大刀洗町大字下高橋1264番5先から小郡市松崎166番1先まで  
黒崎開濃施線 三池郡高田町大字黒崎開696番1先から同町大字濃施369番1先まで」を

「久留米筑紫野線 三井郡大刀洗町大字下高橋1264番5先から小郡市松崎166番1先まで」に

改める。

(交番等の設置に関する規則の一部改正)

第2条 交番等の設置に関する規則(平成15年福岡県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県瀬高警察署の部を次のように改める。

福岡県瀬高警察署	駅前交番	みやま市瀬高町下庄2315番地1
	長田駐在所	みやま市瀬高町長田3305番地1
	南瀬高駐在所	みやま市瀬高町太神1350番地5
	山川駐在所	みやま市山川町尾野2011番地1

別表第1 福岡県大牟田警察署の部中

「高田交番 三池郡高田町大字濃施377番地」を

「高田交番 みやま市高田町濃施377番地」に

改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年1月29日から施行する。

#### 福岡県公安委員会告示第12号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定により公示する。

平成19年1月29日

福岡県公安委員会

#### 1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講 習 期 日		講 習 時 間	講 習 場 所	
第 二 回	講 義	平成19年3月13日(火)及び 同年3月14日(水)の2日間	午前9時00分 ～ 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番 55号 博多サンヒルズホテル
	修 了 考 査	平成19年3月22日(木)	午前9時00分 ～ 午後0時30分	

※ 講習は2日間の講義と1週間後の修了考査で行う。

#### 2 申込み受付期間

平成19年2月5日(月)から平成19年2月20日(火)までの間

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間

#### 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署

※ 交番、駐在所等の出先機関では受理しない。

#### 4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

※ 上記申込み場所で交付

(2) 写真 1枚

※ 6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大

#### 5 講習受講手数料

19,000円

※ 申込み時に福岡県領収証紙により納付

#### 6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(2) 受講人員は100名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送



する。

**福岡県公安委員会告示第14号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成19年1月29日

福岡県公安委員会

- 1 検定の種別、実施日、時間及び場所  
交通誘導警備業務（2級）

実施日	実施時間	実施場所
平成19年5月1日（火）	午前9時から、お おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

実施日	実施時間	実施場所
平成19年5月2日（水）	午前9時から、お おむね午後5時 まで	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- 2 受検定員  
各実施日30名
- 3 受検資格  
福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員
- 4 検定の方法  
検定は、学科試験及び実技試験により行う。  
なお、学科試験（20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。
- 5 学科試験及び実技試験
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項

- イ 法令に関すること。  
ウ 車両等の誘導に関すること。  
エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。  
オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 車両等の誘導に関すること。  
イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。  
ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請受付期間及び申請方法等

(1) 申請受付期間

ア 事前申し込み受付期間

平成19年2月1日（木）から平成19年4月13日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

イ 受検申請受付期間

平成19年4月2日（月）から平成19年4月13日（金）までの県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時までの間

ただし、受付期間中であっても、受検申請者が定員に達したときは、受付けを締め切ることとする。

(2) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。

※ 受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、前記受検申請受付期間内に居住地（検定受検者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、(3)および(4)に掲げる必要書類並びに検定手数料

料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検申請は、原則として受検者本人が申し込みを行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(3) 必要書類

ア 住居地を管轄する警察署に申請する場合

- ① 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
- ② 住居地を疎明する書面（住民票の写し、免許証の写しなど）
- ③ 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- ① 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）1通
- ② 営業所に属していることを証明する書面（営業所所属証明書など）
- ③ 写真2枚（申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(4) 検定手数料

14,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納入すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 その他

- (1) 受検当日、動きやすい服装（各受検者への貸与ロッカーあり。）筆記用具及び受検票を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、午前9時から午後5時（県の休日を除く。）まで、最寄りの警察署又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定等規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若し

くは生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県警察本部告示第4号

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年1月29日

福岡県警察本部長 殿川 一郎

個人情報保護窓口設置規程及び情報公開窓口設置規程の一部を改正する告示

（個人情報保護窓口設置規程の一部改正）

第1条 個人情報保護窓口設置規程（平成18年3月福岡県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表瀬高警察署個人情報保護窓口の項中「山門郡瀬高町大字下庄501番地の4」を「みやま市瀬高町下庄501番地4」に改める。

（情報公開窓口設置規程の一部改正）

第2条 情報公開窓口設置規程（平成14年6月福岡県警察本部告示第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表瀬高警察署情報公開窓口の項中「山門郡瀬高町大字下庄501番地の4」を「みやま市瀬高町下庄501番地4」に改める。

附 則

この告示は、平成19年1月29日から施行する。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成18年度行政書士試験（平成18年11月12日実施）の合格者を次のように発表する。

平成19年1月29日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 池ノ内 祐 司



受験番号	受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7910093	7911179	7912071	7912692	7913246
7910139	7911180	7912077	7912722	7913258
7910162	7911182	7912097	7912731	7913297
7910182	7911188	7912116	7912738	7913298
7910194	7911245	7912131	7912768	7913315
7910209	7911246	7912134	7912787	7913316
7910212	7911257	7912141	7912794	7913327
7910225	7911268	7912142	7912846	7913342
7910227	7911285	7912161	7912861	7913359
7910257	7911334	7912173	7912869	7913363
7910283	7911428	7912212	7912879	7913385
7910327	7911431	7912237	7912889	7913393
7910418	7911445	7912248	7912924	7913400
7910421	7911482	7912270	7912967	7913414
7910427	7911540	7912301	7912989	7913434
7910513	7911563	7912313	7913021	7913457
7910516	7911621	7912321	7913028	7913481
7910540	7911655	7912344	7913078	7913488
7910628	7911670	7912381	7913080	7913503
7910654	7911671	7912434	7913082	7913522
7910677	7911675	7912440	7913090	7913547
7910683	7911757	7912489	7913119	7913553
7910799	7911806	7912521	7913144	7913559
7910885	7911849	7912540	7913145	7913568
7910945	7911908	7912552	7913161	7913591
7910954	7911996	7912573	7913178	7913608
7911046	7912009	7912576	7913180	7913619
7911077	7912027	7912604	7913190	7913631
7911100	7912039	7912638	7913198	
7911157	7912042	7912660	7913203	
7911174	7912057	7912675	7913223	

発行 福岡市博多区東公園七番七号  
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番二号  
チユルエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)